

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年2月1日

長浜水道企業団

企業長 溝川 潔

#### 上水道規則第1号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和43年上水道規則第3号）の一部を次のように改正する。

第3条中「公務」を「公務上の災害」に、「より生じた」を「よる災害」に改める。

第4条第2項第1号中「の長」を削る。

別表第1第8号中「心筋こうそく」を「心筋梗塞」に、「肺そく栓症、大動脈りゅう破裂（解離性大動脈りゅうを含む。）」を「重篤な心不全、肺塞栓症、大動脈瘤解離」に、「脳血栓証、脳そく栓症、ラクナこうそく」を「脳梗塞」に改める。

#### 付 則

この規則は、公布の日から施行する。